

福祉会館の一部利用制限について（R5.5.8現在）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症に変更されることに伴い、施設制限のうち正面玄関窓口などに設置していた、飛沫防止パーテーション、アルコール消毒器、検温器については廃止いたします。ただし、下記のとおり一部利用の制限がございます。

引き続き、新型コロナウイルス感染防止のため皆様のご理解とご協力をお願いします。

■会議室の利用制限

会議室等		午前	午後	夜間	制限人数	定員数	備考
3 F	健康相談室	×	×	×	利用不可	20名	相談用のため開放しない
	生活相談室	×	×	×	利用不可	20名	相談用のため開放しない
	大広間（110畳）	○	○	○	制限なし	140名	飲酒禁止
	娯楽室（20畳）	○	○	○	制限なし	40名	和室

■浴室・大広間、健康器具等の利用制限

浴室・大広間		制限人数	通常定員数	備考
3 F	手前浴室	制限なし	24名	ミストサウナは停止
	奥側浴室	制限なし	24名	ミストサウナは停止
	健康器具利用 機能回復訓練室（ヘルストロン）	制限なし	9名	
	カラオケ	制限なし	午前 20曲 午後 30曲	1曲 100円

■基本的な感染対策について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、ウイルスそのものの感染症や病原性が変わるわけではありません。感染拡大を防ぐため、引き続き、基本的な感染対策の継続をお願いします。

- ・手洗い・手指消毒
- ・咳エチケット
- ・こまめな換気
- ・身体的距離の確保
- ・「三密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、記念等、適切な生活習慣の理解、実行
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は自宅で療養

※新型コロナウイルス感染者数の動向により、施設の利用制限を予告なく変更する場合がありますので予めご承知おきください。